

八王子市子ども・子育て支援審議会

第8回 給付部会

配付資料

(平成26年6月26日)

目 次

幼稚園の利用者負担

○保育認定子どもの利用者負担額について

【保育所部分・地域型保育事業含む】 ----- 1

○教育標準時間認定子どもの利用者負担額について

【幼稚園部分】 ----- 2

中間答申（案）

○子ども・子育て支援新制度の施行に伴う設備・運営基準等

について中間答申（案） ----- 3

○子ども・子育て支援新制度の施行に伴う利用者負担額

について中間答申（案） ----- 7

量の見込み

○病児・病後児保育の事業量の見込み ----- 9

報告事項

○パブリック・コメントこれまでに寄せられた意見

（平成26年6月25日現在） ----- 11

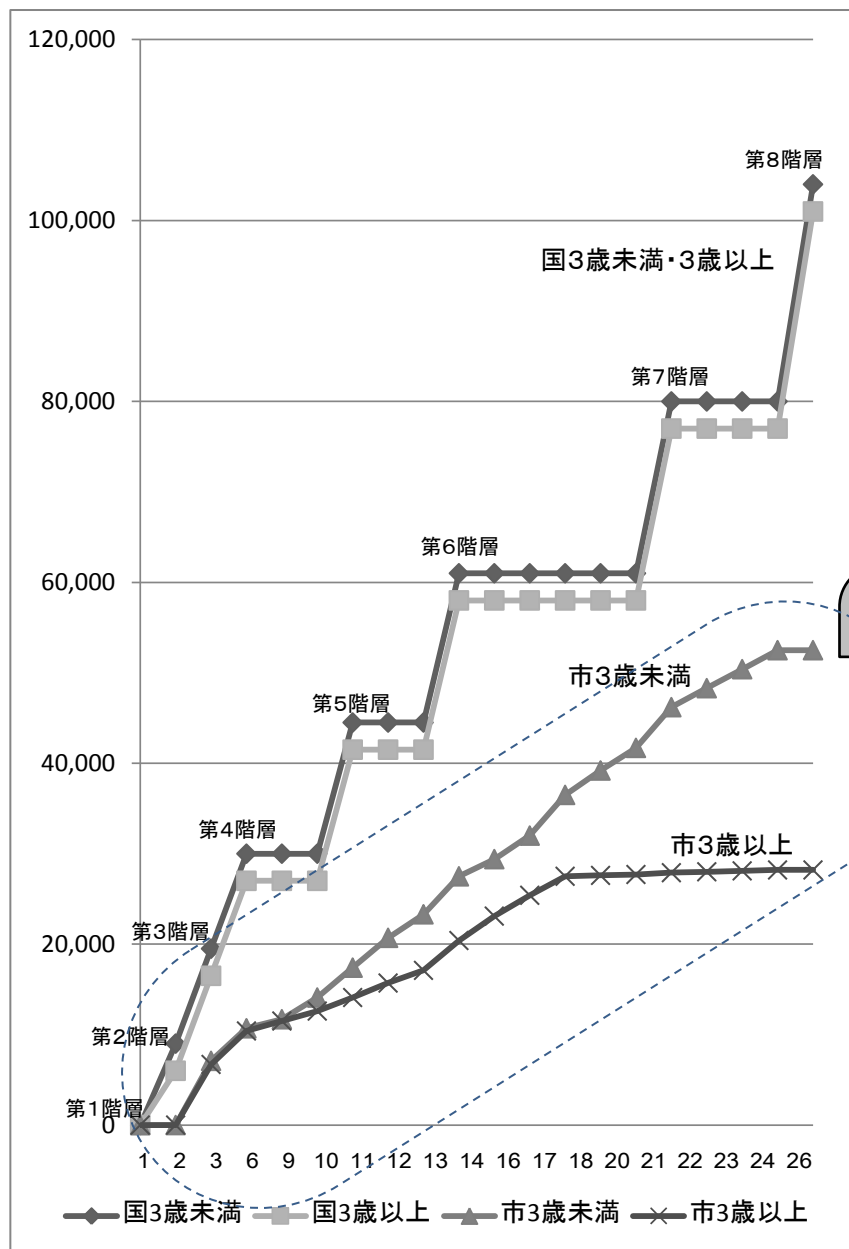
○就学前児童の保護者アンケート（問48 自由記述欄）から

得た保育園保育料に関する意見 ----- 12

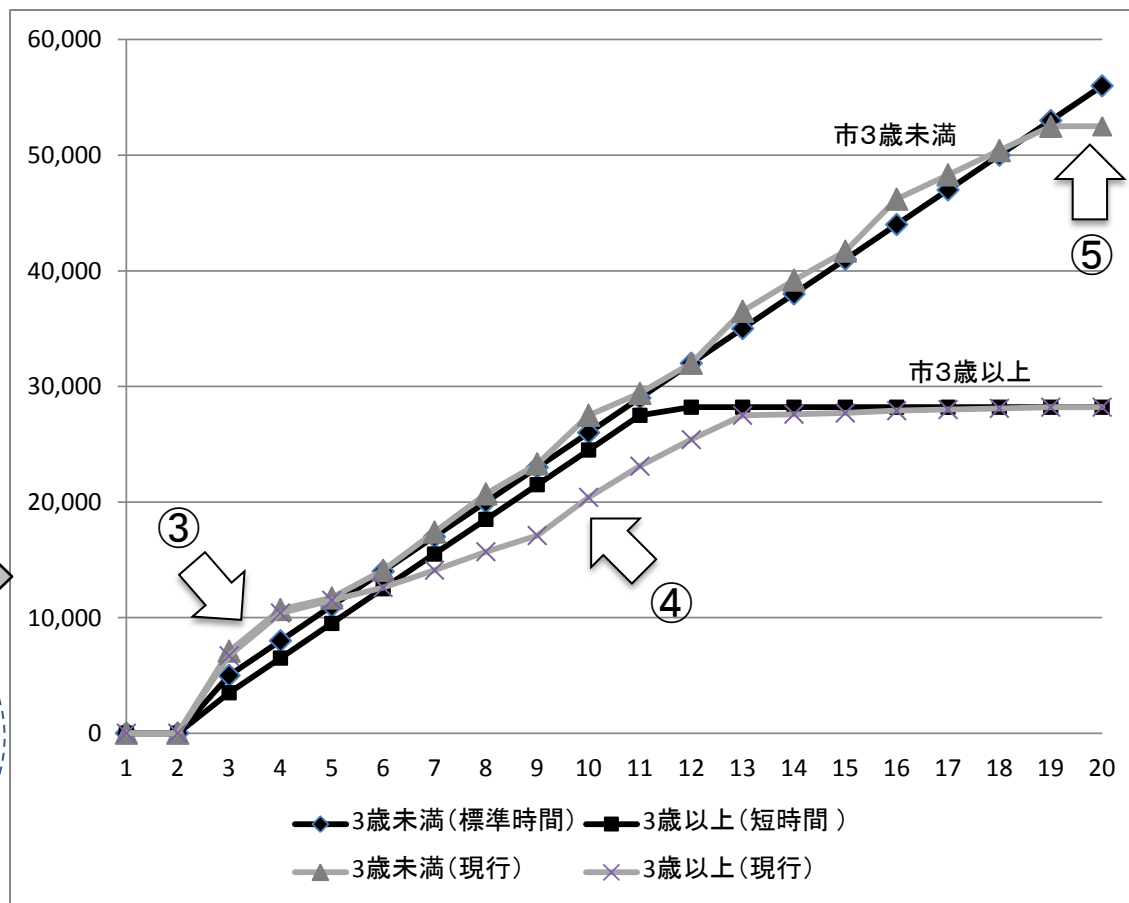
○小規模保育事業 事業者の募集について ----- 17

保育認定子どもの利用者負担額について【保育所部分・地域型保育事業含む】

○現行の利用者負担額



○新たな利用者負担額(案)

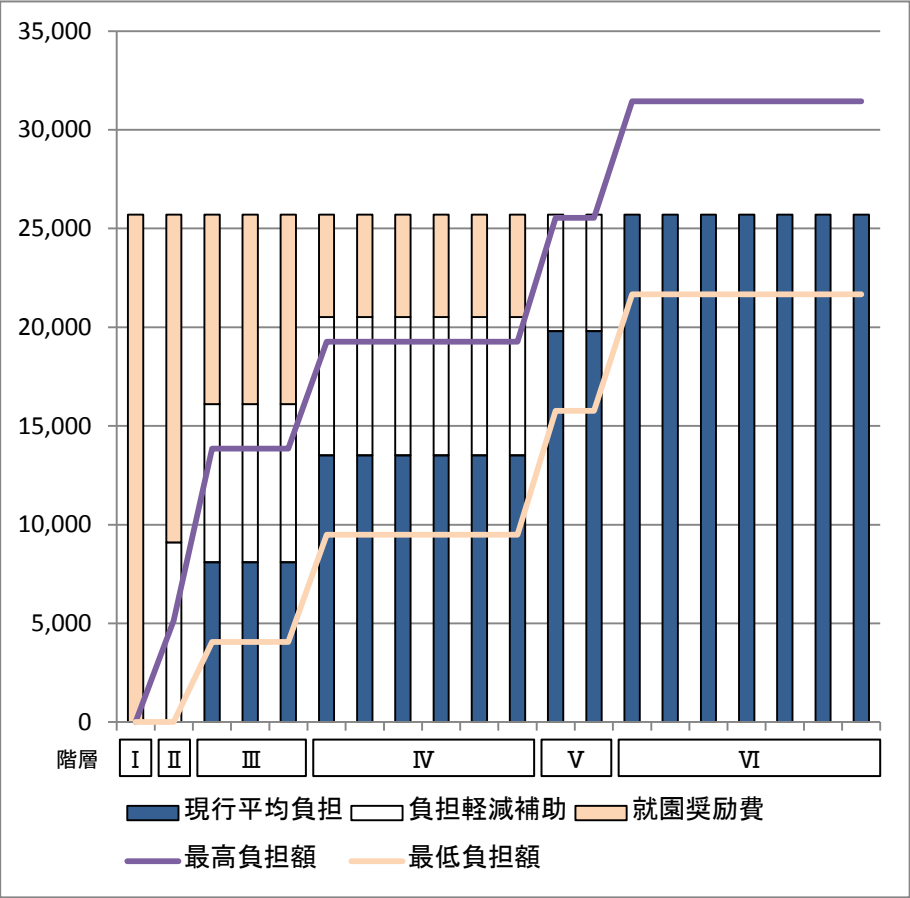


考え方

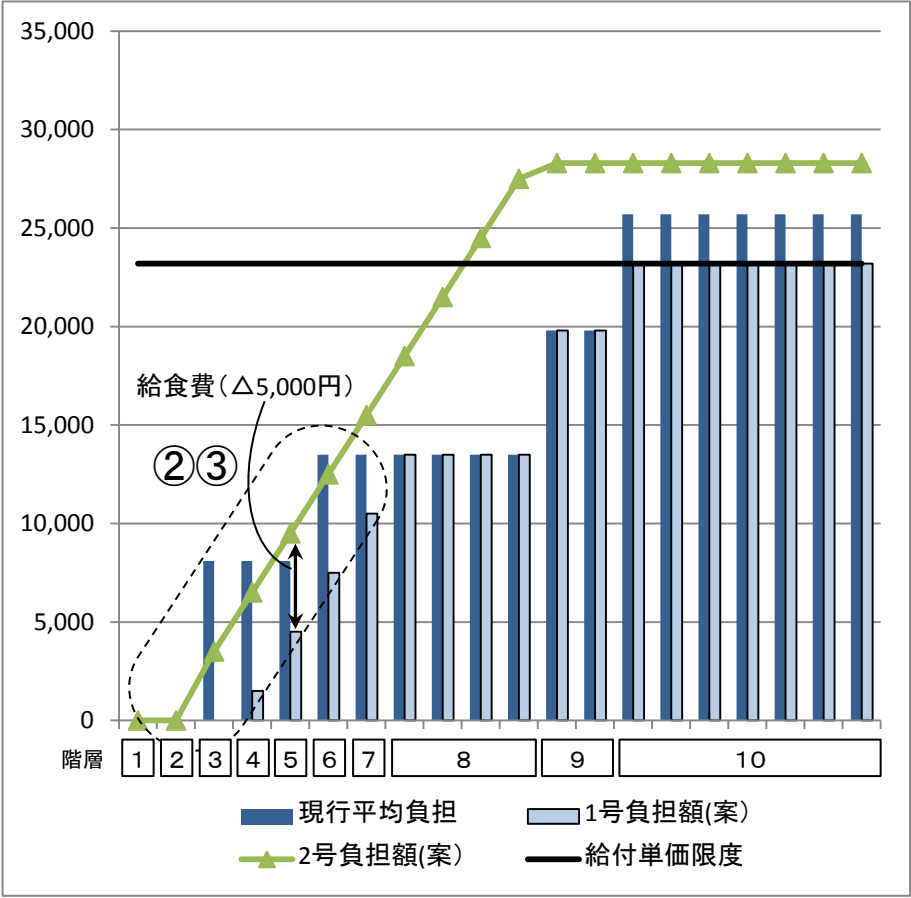
- ① 現行の利用者負担額の水準を基本
- ② 保育所以外は直接徴収となるので階層区分は一定程度単純化
- ③ 低所得世帯に対する利用者負担を軽減
- ④ 3歳以上で負担割合が低くなっている階層区分を適正化
- ⑤ 国基準の第8階層に対応する階層の新設
- ⑥ 現行から一定の負担増となる階層区分の利用者に対し激変緩和措置(経過措置)

教育標準時間認定子どもの利用者負担額について【幼稚園部分】

○現行の利用者負担額



○新たな利用者負担額(案)



考え方

- ① 現行の利用者負担額の水準を基本
- ② 保育認定を受けた子どもの利用者負担額とのバランスを考慮
- ③ 給食費を実費徴収している点に留意
- ④ 現行から一定の負担増となる階層区分の利用者に対し激変緩和措置(経過措置)
- ⑤ 低所得世帯に対する実費徴収に係る補足給付の実施(法定)

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う設備・運営基準等について 中間答申（案）

1 児童福祉施設の設備及び運営の基準について

○本来、児童福祉施設の設備及び運営の基準については、中核市移行に伴い条例制定する基準であるが、この児童福祉施設のうち保育所に関する基準については、新制度施行に伴い制定・改正する条例と密接に関連するとともに、基本となる基準であるため、審議を重ねてきたところである。

（１）助産施設

①国基準どおりとする。

（２）母子生活支援施設

①国基準どおりとする。

（３）保育所

- ①乳児室の面積は、国基準では、乳児１人につき１．６５㎡以上と定められているところであるが、都条例と同様に３．３㎡以上とし、保育の質を維持・向上していただきたい。
- ②満２歳以上の幼児を入所させる保育所については、国基準には定められていないが、都条例と同様に「医務室」を設けることとし、保育の質を維持・向上していただきたい。
- ③３歳以上の幼児に対する食事の提供については、保育所外で調理し搬入する方法により行うことができることとされているが、自園調理により、アレルギー対策や食育の推進などきめ細かい対応により引き続き食の安全安心を確保していただきたい。
- ④保育士の数は、保育士１人が受け持つ幼児数を少なくすることで、保育の質を向上していただきたい。
- ⑤保育所職員の保育に関する専門性を活用し、地域の実情に応じた子育て支援事業を行っていただきたい。

2 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準について

- ①保育士の数は、保育士１人が受け持つ幼児数を少なくすることで、保育の質を向上していただきたい。（保育所と同様）
- ②３歳以上の幼児に対する食事の提供については、保育所外で調理し搬入する方法により行うことができることとされているが、自園調理により、アレルギー対策や食育の推進などきめ細かい対応により引き続き食の安全安心を確保していただきたい。
（保育所と同様）

- ③乳児室の面積は、国基準では、乳児1人につき1.65㎡以上と定められているところであるが、都条例と同様に3.3㎡以上とし、保育の質を維持・向上していただきたい。（保育所と同様）

3 家庭的保育事業等の設備及び運営の基準について

- ①幼児に対する食事の提供については、事業所外で調理し搬入する方法により行うことができることとされているが、自園調理により、アレルギー対策や食育の推進などきめ細かい対応により引き続き食の安全安心を確保していただきたい。（保育所と同様）
- ②保育士の数は、保育士1人が受け持つ幼児数を少なくすることで、保育の質を向上していただきたい。（保育所と同様）
- また、小規模保育事業B型については、認証保育所からの移行を想定し、保育従事者のうち保育士の割合を認証保育所と同程度にし、保育の質を維持・向上していただきたい。
- ③【事業所内保育事業】乳児室の面積は、国基準では、乳児1人につき1.65㎡以上と定められているところであるが、都条例と同様に3.3㎡以上とし、保育の質を維持・向上していただきたい。（保育所と同様）
- ④【事業所内保育事業】満2歳以上の幼児を入所させる保育所については、国基準には定められていないが、都条例と同様に「医務室」を設けることとし、保育の質を維持・向上していただきたい。（保育所と同様）

4 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準について

- ①国基準どおりとする。

5 保育の必要性の認定基準について

- ①事由については、ほぼ国基準どおりに既に運用されているので、引き続き保育の必要性の認定基準として、客観性、透明性を確保して運用していただきたい。

6 放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準について

審議経過

- 放課後児童健全育成事業(学童保育所事業)の設備及び運営の基準について国は、学童保育所の質の確保と事業内容の向上を目指し、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」が平成25年12月25日にまとめた報告書では、集団の規模はおおむね40人、職員を2人以上配置するなどの基準が示されている。
- こうしたことから、審議会の事業部会では、国の報告書の基準を例に、本市が実施している学童保育所事業を中心に、その設備及び運営基準について審議を重ねてきたところである。
- 平成27年度以降、学童保育所事業の量の拡充と質の改善を図るため、国の定める基準を踏まえて、本市の実情に応じた基準を定め、児童の健全育成の促進に寄与するべく対応されたい。
- また、法改正により、小学校6年生まで事業の対象範囲であることが明確化されたが、児童の放課後の居場所は、保育支援や学習、遊び体験等のニーズに応じて、学童保育所、放課後子ども教室、児童館等、児童にとって相応しい場所でより一層の自立と成長が促されるよう総合的な放課後児童対策を推進していくことが求められている。

(1) 従事する者

- ①職員の確保については、資質を備えた指導員の確保を優先すべきである。
- ②障害児保育等必要な知識、技能を向上させるための研修を受けさせたり、他事業の職員と交流することで、必要な知識の向上を図られたい。
- ③支援の単位当たり2名を配置し、そのうち1名は放課後児童支援員を配置すること。放課後児童支援員は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条「児童の遊びを指導する者」とする。補助員は、原則放課後児童支援員の有する資格を持つ者であることが望ましい。
- ④市立学童保育所においては、20人から40人の施設については、職員1名を加算して現行の職員数と同じとし、保育の維持・向上していただきたい。

(2) 支援の単位（施設規模ではなく、児童を指導する集団規模）

- ①支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。

(3) 施設・整備

- ①事業の専用スペースの面積は、児童1人あたり1.65㎡以上とする。ただし、待機児が発生する施設は、1.11㎡以上とする。
- ②体調が悪い時などに休息できる静養スペースを確保する。
- ③生活スペースにおいては、学年や男女への配慮を行う。また、必要に応じて間仕切り等で区切るなど、適切な環境を整えること。

(4) 開所日数、開所時間

- ①開所日数は、原則、一年につき250日以上とする。開所時間は、小学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、授業の休業日以外の日は1日につき3時間以上とする。
- ②利用者のニーズに応じて延長保育を行うよう努めること。

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う利用者負担額について 中間答申（案）

1 教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用者負担について

（１）概要

- 子ども・子育て支援新制度における教育・保育施設等の利用者負担については、法律上、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市が定めるものである。
- 具体的には、「保育認定を受けた子どもの利用者負担額」（保育所部分・地域型保育事業含む）及び「教育認定を受けた子どもの利用者負担額」（幼稚園部分）を定めることとなる。
- 事業者を支払う施設型給付費（運営費補助）については、「公定価格－利用者負担額」とされており、特に現行の幼稚園においては、市が定める利用者負担額が、新制度に移行するかしないかの判断材料の一つとなる。
- また、利用者（保護者）においても利用申込みをする際の判断材料の一つとなるものであるため、事業者及び利用者（保護者）に対して事前に周知することで、新制度の施行に向けた円滑な移行を進めていただきたい。

（２）利用者負担額の考え方

利用者負担額の設定については、次の視点に基づき定めていただきたい。

●保育認定を受けた子どもの利用者負担額（保育所部分・地域型保育事業含む）

- ① 標準時間と短時間の２つの区分設定
- ② 保育所以外の施設・事業所は直接徴収となるので階層区分は一定程度単純化
- ③ 低所得世帯の負担軽減を拡充
- ④ ３歳以上で負担割合が低くなっている階層を適正化
- ⑤ 国基準の第８階層に対応する階層の新設（高所得世帯の負担見直し）
- ⑥ 負担増となる階層については一定の激変緩和措置（経過措置）

●教育認定を受けた子どもの利用者負担額（幼稚園部分）

- ① 給食費を実費徴収している点に留意
- ② 負担増となる階層については一定の激変緩和措置（経過措置）
- ③ 保護者負担軽減補助金（都補助）の取扱いが決定されるまで仮置き

●共通

- ① 現行の利用者負担額の水準を基本
- ② 両者のバランスを考慮
- ③ 低所得世帯に対する実費徴収に係る補足給付を検討
- ④ 多子世帯の保護者負担軽減を考慮

2 学童保育所に係る利用者負担について

(1) 審議経過

- 子ども・子育て支援新制度において、放課後児童健全育成事業（学童保育所）の対象年齢が、小学校6年生まで拡大されることとなった。また、国が定める基準を踏まえ、市が放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を条例で定めることとされ、事業の事前届出制度が創設された。
- 本市の現状に目を向けてみると、全ての小学校区に公設学童保育所の設置や延長保育の実施、入所要件の拡充など保育の質の維持、向上を図ってきたところである。
- 入所申込者数の増加に伴い待機児童数も年々増加しており、新たな施設の整備や放課後子ども教室をはじめとした他の健全育成事業との連携を図りつつ総合的な放課後対策に取り組むことが求められている。
- 本審議会の事業部会では、このような現状を踏まえて、本市の学童保育所の利用者負担について、調査審議を重ねてきたところである。
- 国が示している経費の負担割合に基づく学童保育所の利用者負担額では、児童1人当たりの月額費用額は、ほぼ同額程度で推移している。また、利用者負担水準の他市比較においては、多摩26市のうちほぼ中位に位置している。
- 新制度移行後（27年度以降）は職員配置基準の変更による職員増が見込まれ、運営費（指定管理料）の人件費分が増額となる見込みである。また、国や都からの財政支援が明確にされていない状況ではあるが、新制度移行後の児童1人当たりの月額費用額は、増額することも予想される。
- 他市と比較したサービスの充実度合いなども踏まえて、次のとおり中間答申とする。

(2) 利用者負担額の考え方

利用者負担額の設定については、次の視点に基づき定めていただきたい。

●学童保育所保育料

- ① 受益者負担の観点から保育料の引き上げも含めた検討
- ② 子育て世帯への負担軽減への配慮

●学童保育所保育料の減免

- ① 応能負担の考え方を取り入れた減額及び免除の検討

●多子軽減・ひとり親家庭

- ① 子育て世帯への負担軽減のため、多子軽減の拡充検討
- ② ひとり親家庭に対する配慮

病児・病後児保育の量の見込み(5月の審議会資料)

手引き
 下記方法による一括した量の算出

0～5歳 共働き家庭類型 児童推計人口	14,304人
×	
【潜在】病保を利用した人数 + 病保を利用したい人数	発生頻度 0.32
÷	
定期的な教育・保育事業の利用者	
×	
【潜在】病保を利用した+病保を利用したいと回答した者の日数合計	利用日数 (平均) 7.82日
÷	
【潜在】病保を利用した+病保を利用したいと回答した者の人数(延べではなく実人数)	
=	
35,193	／年

修正案
 病児・病後児保育施設分

0～5歳 共働き家庭類型 児童推計人口	14,304人
×	
【現状】病保を利用した人数 + 【潜在】病保を利用したい人数 × 【実績】病児保育登録者の実利用 0.11	発生頻度 0.05
÷	
該当家庭類型のサンプル数	
×	
【現状】病保を利用した日数合計	利用日数 (平均) 4.75日
÷	
【現状】病保を利用した人数	
=	
3,521	／年

修正案
 ファミリー・サポート・センターによる対応分
 (FSCと略します)

0～5歳 共働き家庭類型 児童推計人口	14,304人
×	
【潜在】病保を利用したい人のうち、 望ましい預け先としてFSCを選択した人数 × 【実績】FSC登録者の実利用割合 0.13	発生頻度 0.003
÷	
該当家庭類型のサンプル数	
×	
【実績】FSCを病気利用した日数合計	利用日数 (平均) 2日
÷	
【実績】FSCを病気利用した人数	
=	
105	／年

病児・病後児保育の量の見込み(6月の審議会 再提出)

手引き
 下記方法による一括した量の算出

0～5歳 共働き家庭類型 児童推計人口	14,304人
×	
【潜在】病保を利用した人数 + 病保を利用したい人数	発生頻度 0.32
÷	
定期的な教育・保育事業の利用者	
×	
【潜在】病保を利用した+病保を利用したいと回答した者の日数合計	利用日数 (平均) 7.82日
÷	
【潜在】病保を利用した+病保を利用したいと回答した者の人数(延べではなく実人数)	
=	
35,193	／年

修正案
 病児・病後児保育施設分

0～5歳 共働き家庭類型 児童推計人口	14,304人
×	
【潜在】病保を利用したい人数 × 【実績】病児保育登録者の実利用 0.11 + 【現状】病保を利用した人数 + 【現状】留守番させた人数 + 【潜在】立地を理由に使わないと回答した人数(ただし、料金又は不安を理由として重複回答した者を除く)	発生頻度 0.09
÷	
該当家庭類型のサンプル数	
×	
【現状】病保を利用した日数合計	利用日数 (平均) 4.75日
÷	
【現状】病保を利用した人数	
=	
6,137	／年

修正案
 ファミリー・サポート・センターによる対応分
 (FSCと略します)

0～5歳 共働き家庭類型 児童推計人口	14,304人
×	
【潜在】病保を利用したい人のうち、望ましい預け先としてFSCを選択した人数 × 【実績】FSC登録者の実利用割合 0.13 + 【現状】病後FSCを利用した人数	発生頻度 0.007
÷	
該当家庭類型のサンプル数	
×	
【実績】FSCを病気利用した日数合計	利用日数 (平均) 2日
÷	
【実績】FSCを病気利用した人数	
=	
195	／年

パブリック・コメント これまでに寄せられた意見（平成26年6月25日現在）

条例 NO.	条例名	意見
22	特例児童扶養資金貸付金の償還の免除に関する条例	衆議院議員選挙や都議会選挙において、高齢人口の増大で選挙の有権者は50歳代～70歳代が圧倒的に多い為、選挙に勝つには老人票が必要。そのため老人医療費、介護に掛る国や市の負担が多くなり、児童保育に掛ける予算が削られてしまう。子育ての施設や手当は減らされ、高齢医療介護予算に引っ張られて森少子化担当大臣も大きく声を出していない。 母子家庭等の子育てが大変なことについて事業者は理解が乏しい。子どもの急な発熱、怪我などによる早退や遅刻に対して対応が厳し過ぎると思う。スキルを磨いてパートから社員になりたいくても、会社を退社後に子供を施設に迎えに行き、夕食を作り、洗濯や掃除をし、資源物の分別とプラスチック容器の洗浄を行い、土曜日曜にまとめて掃除し料理を作り、幼児の外遊びの見守り。職業訓練校があっても通う時間がとれない。資格試験合格には夜の勉強も必要だが、思うように時間が取れない。児童扶養資金貸付金を利用したくても利用できない。 行政側は、仏像作って魂入れずだった箱物行政の旧制度より、新制度の一時預かり、病児保育、利用者支援など、新制度では少しは良い兆しが訪れるのか？ 一番教育費が掛る年代に所得税の扶養者控除を止める動きがあるが、電力料金、ガス料金、ガソリン値段の高騰で生活に重い負担がのしかかっているうえ、政府は安倍のミクスを成功させたいがために厚生年金や国民年金の原資（年金保険料）を株で運用して日本の株式市場が好調に推移する様に株価操作をし、日本の景気は回復基調と見せかけ、消費税のさらなるUP10%の土台作りに向いている。そんなことをしても、アメリカのハゲタカファンドに株価をいいように釣り上げられて高値で売り抜けて年金の原資が巨額に目減してしまうのがおちです。政府や官僚は国民の生命と生活の安定や財産を守るのが使命なのに。 40～50歳の一番教育費がそして生活費がかかる世代に所得税の扶養者控除の見直しが叫ばれている。40～50歳代のサラリーマンは高度の知識やスキルを身につけ、新しい技術に対応すべく努力をしていかないと会社の役立たずになってしまう。そのため、英会話や資格を身に付けるため平日夜に学校に通い、土曜日曜は勉強に打ち込んで日々努力している現実を行政も国会議員もわかっていない。だから主婦にはパートとして短時間の労働で家計を助けてもらいつつ、夫が少しでも役に立つ社員でいられるよう陰ながらサポートしてもらいたいし、両親の介護にも協力してもらわなくては。会社から首なんていわれたら税金や年金健康保険料の支払いができなくなる。箱物も必要だが生活支援や子育て支援も重要。人と人との行政が望まれる。
33	放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例	以前10才未満が対象だったものを、今後小学校に就学している児童（3年生→6年生）に見守り対象が広がることは大切な事と思います。
33	放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例	1、学童保育場所を、小中学校の空教室の活用に。 理由①学童の移動が、天候、交通事情に左右されず、安全がキープできる。 ②学校の環境をそのまま共用できる。 ③災害発生時の対応も、即、学校と共用できる。 ④行政の管理下で共用でき、施設をフル活用可となる。 ⑤行政も、環境、安心、安全の保障に貢献できる。 2、学童保育内容の充実を 理由①公的な財源には、当然ながら限界があり、公平性の面からも支援に限界がある。故に利用者負担を増加させて良いと考える。限度はあると思うが、企画して、市民に問うてほしい。 ②学童の”おやつ”は民間業者の活用方法もある。時間を決めて、販売。 ③保育に学生アルバイトの活用（八王子市は学園都市、教育専攻の学生なら更に良い）。サポートの知恵は無限。
34	学童保育所条例	昨年度、学童保育所の対象児童範囲の拡大のアンケート調査もありましたが、是非とも4年生～6年生までの受け入れに拡大していただけるよう要望いたします。 私は、医療現場で働いておりますが、常に人手不足でなかなか退職もできない状況にあります。子供は現在3年生ですが、やはり来年4月以降、突然ひとりで留守番をさせることに本人も親も不安に感じています。周りの話を聞くと、一人で留守番させないように、あえて塾に通わせたりということもしているようです。それもどうなのかなあと。 私の周りには、4年生以降も学童を利用したいと希望されている方はたくさんいます。ぜひとも、27年度より拡大されるようお願いしたいと思います。 現在の学童保育料は月7000円ですが、例えば4年生以上の金額を上げてよいのではないのでしょうか。働かざる負えない家庭は多少金額が上がっても利用したいと思うと思います。
34	学童保育所条例	学童保育学年の延長を。せめて小学6年までの延長を。（現在でも、一部の保育所は受け入れているようですが放任状態の由） 理由①学童が4年を迎えたら、両親の一方が勤めをやめざるを得ない状況で、そのことが家庭を財政で厳しくさせている。そのまま教育内容に影響している。 ②下校しても、両親は就労で家にはいず、不良グループ等々と街を遊びまわるといような時間を許してはならないと思う。これを放任すれば、そのつけは必ず市政に帰着する。早く、今、準備を。 ③”中核市八王子”のスタートを期に、先駆けて、”八王子モデル”を開発企画してほしい。 ④”国民皆で働く国家方針”、”八王子男女共同参画”、社会、市民のニーズにフィットする。ご検討を。
34	学童保育所条例	今まで対象児童が小学3年生（一部市町村では4年生）までだったのが、6年生まで広がることは希望している父母が多いことから、大変喜ばしいことと思います。 ただ、それに伴って問題も出てくると思われますので、来年の4月からの実施に向けて万全の準備をして欲しいと願います。 最大の問題は、実際、高学年児童が利用できるのかどうか。現在、ある学童では3年生がひとりも入れない状態だときいています。これではいつまでたっても高学年児童は入所できません。 保育園の待機児同様、学童の待機児も問題です。学童の場合は学校から歩いて学童へ行くのが基本ですから、地区で希望者が多くなれば当然、待機児が出てしまうことになります。 解決方法としては、 ① 定員を増やす。これは、増設などが必要になりますし、指定管理も増えるということになります。不足がちな指導員の数も増やすということになります。費用増は避けて通れません。 ② 学童希望者は小学校を自由選択制にする。これについては、市全体で定員に余裕があるような場合に限られ、どこも定員いっぱいでは無理である。 よって、定員を増やす方向をめざすしか手はないように思います。予算編成の前にある程度方向性が決まっているよう希望します。
—	—	○平成27年度から本当に4年生以上も入所できるのか。うちの子もちゃんと入れるように対応してくれるのか。 ○子ども子育て支援審議会の会議録を見ると、障害児や虐待の児童を優先すると書いてある。障害児を優先したら普通の4年生は入れなくなってしまう。アンケートまでとっておきながら、何のための学年延長なのか分からない。 ○障害児は学童保育所以外にも放課後デイサービスのような通所施設があるのに、どうしてそこまで手厚く支援するのか。逆差別に感じる。 ○健常児は、児童の自立や成長度合いに応じて適切な居場所と言われても、放課後子ども教室は夕方5時までで、現実的に学童保育所しか選べない。 ○他市では学年が高くなるにしたがって利用状況が低くなるというなら、学童保育所を利用しない児童はどこに行っているのか？活動場所として塾があるのなら障害児にお金を使うだけでなく、健常児の塾代を市が負担してほしいという気持ちがある。

就学前児童の保護者アンケート(問48自由記述欄)から得た
保育園保育料に関する意見

1 年収層別 意見内容

年収層		利用者数	意見数	意見内容とその件数
1	～200	12	1	保育料の負担軽減・無償化 1
2	～400	56	1	保育料の負担軽減・無償化 1
3	～600	87	2	保育料の負担軽減・無償化 2
4	～800	83	1	保育料の負担軽減・無償化 1
5	～1000	53		
6	1000～	25		
計		328	5	

2 記述内容

年収層	問48意見
1	所得税のふようこうじょがなくなったせいで 保育園の負担は増え 、手当は減った。実質非常に生活は大変。市営住宅への入居もなかなか当たらず狭い家で家賃も高く困っている。将来の見通しがたたない。
2	短時間勤務を利用している為、総取得年収に比べ、手取りが大幅に低いにも関わらず、 保育料が高く 、扶養手当の減額がされてしまい今後不安がかくせません。職場も遠く、子どもと接する時間も短かいので、近隣の職場で転職も考えますが、今より年収が下がる事は考えられず、悩む事ばかりです。子どもの遊び場やトイレ等かなり充実していると思いましたが、市役所(本庁)4Fに、子どものキッズスペースがなくなった事が何より残念です。
3	乳児と4歳児以上の子どもが同フロアで遊べる場が欲しい。 保育料無償化 。子育て時の家事援助を支援を安価でやってくれるサービスが欲しい。(妊娠、出産、病気だけでなく、育児の息抜きのため等)
3	もっと助せい金など、経済的なしえんがほしい。一般的なサラリーマンなら、大丈夫でしょうけど、自営業者等、収入が不安定な仕事をしている者からすると、もう1人子供がほしくても経済的な理由で、子供をつくれないうです。出産までにかかる費用や、産まれてからの、仕事についてのかんきょうや、 保育園の利用料 など、もう少し、弱者にもやさしいかんきょうを作って頂きたいです。宜しくお願い申し上げます。
4	家の前(住宅街ですが)が抜け道になっている為、家の前でも一緒についていないと安全に出られない。インフルエンザの予防接種など費用の助成があると助かる。子供が3人いるので教育費がかかり、 保育園の3才未満であると経済的に大変 、子供手当も手元にのこらない。延長料金も(保育園)高いので残業もできない(職場の人に悪いと思う。)

就学前児童の保護者アンケート(問48自由記述欄)から得た
幼稚園費用に関する意見

1 年収層別 意見内容 ※1人で複数にまたがる意見があるため、人数とは一致しません。

年収層		利用者数	意見者数	意見内容とその件数
1	～200	6	1	兄弟補助の制限撤廃 1
2	～400	47	8	利用料の負担軽減 6 兄弟補助の制限撤廃 1 預かり保育の無料化 1
3	～600	114	19	利用料の負担軽減 19
4	～800	77	6	利用料の負担軽減 4 所得制限撤廃 2
5	～1000	29	8	利用料の負担軽減 7 所得制限撤廃 4
6	1000～	9	2	利用料の負担軽減 1 所得制限撤廃 2
計		282	44	

意見内容別の意見数

1位	38	利用料の負担軽減
2位	8	所得制限撤廃
3位	2	兄弟補助の制限撤廃
4位	1	預かり保育の無料化

2 記述内容

1位 利用料の負担軽減

年収層	問48意見
無回答	幼稚園の無しように早くやってほしい。
2	多摩市等、近くの市とくらべると、助成等がとても悪いと感じてましよう。金額だけでなく、とりくみもおくれているのでは、(予防注射ex)ヒグ等も、多摩よりとてもおそかった)幼稚園も少なく、我が家は多摩市の幼稚園にかよっています。となりがうらやましい、なんて思っています。
2	私立幼稚園しかないのに教育費が高すぎます！毎年署名活動、署名数が少ないと助成金が減らされる、なぜ？毎年安定的に保育費をおねがしたい。市立幼稚園など選択肢がないです。同じ東京都なのに不公平。
2	室内で遊べる所がほしい。八王子駅の方まで行かないとダメなので行くまでが大変。あと幼稚園の保育料をもっと安くしてほしい。家計を圧迫している。
2	幼稚園に通ってますが私立の幼稚園しかなく保育料がかなり負担になってます。もう少し金銭面での支援があると助かります。
2	幼稚園の保育料が高すぎる。子供の補助金が少ない。
2	幼稚園の保育料など、後から補助金が出ますが、毎月の保育料が補助金を差し引いた金額になると家計が大変助かります。同じ子育て世代の友人と話すと、子育てについて、経済的な面で不安を抱えている方が多いです。
3	兄弟が同時期に幼稚園へ通っている場合の保育料についてせめて割引が欲しい。無償化が待てない。
3	お金がかかりすぎる、保育料等高額と感じる。子供を緊急でも預かってもらえるところがあると助かる。

3	保育園より幼稚園の保育料が安いように思う。パートして、保育園に預けているのに、幼稚園より安いなんて。昔のイメージで、働く＝低収入とは、かぎらない。子供のあそぶ場所がない。
3	幼稚園の保育料は家庭の経済的負担になってしまっています。内容には大変満足していますので助成があるとうれしいです。
3	求職中でも保育園に入れるようにしてほしい。公園など野外でもっと子供がかっぱつに遊べるようにイベントなどをやってほしい。幼稚園の利用料をもっと安くしてほしい。友達が住んでる横須賀市は保育園より幼稚園の方が安いらしいです。月額1万5千円です。
3	幼稚園の保育料が高い。もう少し安くなったらいいと思う。
3	市が主催となって子供の習い事などを格安で提供できるようになると、家計も助かるし、子供にも十分な教育を与えることができると思う。多摩市など近隣市に比べ、教育負担支援などが手薄く感じるのももう少し手厚くしてほしい。
3	健康な子供だけに対しての支援が多いように感じる。障害のある子供に対しても(身体的、精神的)もっといえるような子育ての環境を充実して分かりやすく、手をかけてほしい。幼稚園、保育園料金を無料もしくはもう少し安くすることはできないのですか？できない理由を分かるように教えてほしい。
3	保育料が高い。
3	私立幼稚園の無償化の実現をお願いします！八王子市は小学校の放課後子ども教室の日数や放課後の校庭の開放などをもっと積極的に増やすべきだと思います。他市では毎日行なっていると聞きます。是非よろしくお願いします。
3	幼稚園の授業料の補助金の支給が早いと助かる。また、補助金の額が上がると助かる。オムツ専用袋をスーパーやコンビニでも配布してほしい。
3	他の市区に比べて子育てに関する手当(幼稚園の補助)が低くて驚いています。公園の数は多いけれど、設備が少ないので子どもはもの足りないようです。ボール遊びも禁止されているので、遊べる場所がありません。八王子に住んでいてと少子化を感じません。経済環境面など安心して子どもを産み育てられる魅力的な中核市になるよう期待しています！
3	子育てには何かとお金がかかります。日本の将来を考えると、もっと小さいうちは保育料なども無料にして子供がたくさんいる社会になるよう、国都市の支援が必要だと考えます。
3	第一子を出産後、仕事(パート・アルバイトですがほぼフルタイム)をはじめましたが、第二子をにんしんした時にパートアルバイトだったので、1度仕事をやめました。(やめるしかなかった。)第二子を出産後、また仕事を始めようとしたのですが、保育園、学童に空きがなく断念しました。なので3年保育の幼稚園に入園させましたが、保育料やはじめに(入園料や制服代など)かかる費用が高く、結局、仕事を始めなくては生活できなくなり高い保育料をはらい、時には、延長保育(別料金)しています。保育園より時間が短いうえに保育料がたかいので、幼稚園での保育料や行かせている時間、幼稚園によっても料金が違うので。延長保育の料金などもう少しなんとかなったら良いと思います。
3	幼稚園に通わせているんですが入園金が高い。一気に出ていくお金が多い。
3	幼稚園の保育料が高い。
3	(幼児)教育保育の無償化、医療費無償化等。保育時間の延長。
3	児童館や図書館を充実させてもらいたい。保育料(現在は幼稚園)の軽減。2人通うと経済的に負担が大きすぎる。子育てしながらも働けられる環境を強化してもらいたい。保育園の一時保育を充実させてほしい。

3	八王子市には私立幼稚園しかない為、保育園に入れない場合はとても高い。いくらかは返って来るが、それでもやはり毎用の出費は大変です。支援額も2人目以降は手厚くなってる場合もあるが、1人目は支援額も低く、2人目を作る余裕が出来ません。
4	幼稚園の保育料の補助を増してほしい。
4	第23. 3子と教育費(入園費、授業料etc)の補助をしてもらいたいです。
4	歩道が狭い上に、電柱まで立っていて、歩行者に配慮のない場所が少なくない。(例えば松木周辺)これではベビーカーを押して出かけることは不可能です。子供は自転車を通れません。車がなければ外出もままならない環境は問題だと思います。現在2人の子を幼稚園に通わせていますが、保育料の負担が大きく不満です。時間単価で考えた場合、保育園の方が優遇されている事も疑問です。子が小さいと就労が難しく、思うように働けない事が背景にあるのに、その点に配慮がないのは残念です。ただ、子の年齢によって、親の(外因的要因)要望は多様でみな自分の都合でモノを言うので、やはり一番大事だと思う支援は病気ケガの時の医療費の補助をもっと充実させること(23区は中学生まで無料ときき、この格差にア然としています。なぜ八王子はできないのでしょうか。)と思います。また発達障害の子が増えています。支援する人を教室に充分配置すること、先生方の教育(発達障害に関する)も必須と思います。子どもの健康、そして心(本当の成長につながる部分)にまずお金を使うべきです。
4	幼稚園への補助が保育園等に比べ少ないと感じているので、支援の充実を期待しています。
5	つどいの森公園にアスレチックの様な色々楽しめるような遊具を設置して欲しい(他の公園でも)市立の幼稚園などを作って金銭的負担が少なくなれば良いと思います。(補助金の拡充などでも)
5	八王子は自然が多く、それが気に入って転入しましたが、私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金制度に関しては、不足を感じています。今後も検討していただけるよう、お願いしたいです。
5	幼稚園の保育料が高く兄弟一緒に在園している時は大変でした。下の子は小学生、幼稚園の行事に連れ回す事が多く時間をとって遊びに行く事が難しい。毎日時間におわれ、ストレスがたまり辛く感じる事がある。
5	家庭への個別支援も大事だが、幼稚園への支援(助成金など)も充実させてほしい。他の自治体に比べて保育料の自己負担が大きい。こども国に一本化するのではなく、様々な特色ある幼稚園の中から親が選択できるよう、今ある保育を継続できるよう、幼稚園への助成もこれまでどおり続けてほしい。

2位 所得制限撤廃

5	幼稚園の保育料が高い、補助金に所得制限がある事に疑問を感じます。
5	2人目の幼稚園料をゼロにしてほしい。又、収入制限をなしにしてほしい。子育ては、平等であってほしい。
5	幼児教育の補助金、児童手当、マル子等、うちは、制限を越えているためいつももらえないのですが、実際の生活は、住宅ローンのお陰で、かなりきついです。その辺を考慮していただけるシステムにして欲しい、といつも思います。幼稚園の授業料も、かなり高い方ですが、内容や内部の環境等、昨年一年かなり悩まされました。市の方でも、チェック指導等していくことはしないのでしょうか？私立だと不可能なののでしょうか？
6	幼稚園無料化してほしい。せめて、補助金を平等に出してほしい。←今は年収に応じてもらえていないので。お金に関しては絶対平等にしてほしいです！

4	私立幼稚園の就園奨励補助金の所得制限が低いと感じる。年収としてはほとんど変わっていないのに、ほんの少いの差で非該当になってしまったのが納得できない。
4	我が家は、小学生1人、幼稚園1人、未就園児2人います。子供が多くて手当てが充実していると思うことはありません。来年から2人幼稚園に行くと思うと今までと同じようには生活していけません。子供が小さいから働けない主人の収入は少ないとは思わないが、教育にかかるお金が多すぎます。幼稚園補助も年収制限で半分しかもらえない。もっと子供をたくさん産んで良かったと思えるようにしてもらいたい。これだと1人2人産んで1人あたりに充実させてあげ、たくさんおでかけなどできた方が良かったのでは？と思うことがあります。子供は国の宝！この子達が未来を担っていくのです。もっと考えてほしいです。
5	幼稚園の補助金の収入制限をなくして欲しい。子育てしている大変さはみんな同じです。
6	私立幼稚園の補助金や医療費助成など、収入によって制限があるため、我が家は3人子どもがおりますがかなり不満に思います。子どもには平等に支援していただけたらと思います。また、子どもがのびのびと遊べる公園への環境取組みが不十分かと思います。広い広場があっても、サッカーや自転車のりが禁止では、結局ゲーム遊ぶことしか子ども達はできません。別所地域は児童館や図書館が子どもが歩いていける距離になく、寂しいように思います。改善を求めます。

3位 兄弟補助の制限撤廃

1	車や自転車がないと遊びに行けない場所ばかりで困る。駅近くに、遊び場を作ってほしい。幼稚園が高すぎる。兄弟の年令が離れていると、補助金が少なくなるのは不公平だと思う。子の医療費を23区同様に無料にすべきだと思う。
2	子供が2人いますが第1子と第2子が6才半はなれている為第2子の幼稚園の利用料の半額化に当てはまらない事が残念です。

4位 預かり保育の無料化

2	幼稚園の延長保育も無料で利用出来るようにしてほしい。
---	----------------------------

小規模保育事業 事業者の募集について

1. 募集の趣旨

平成 27 年 4 月に施行される「子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」という。）」において創設される小規模保育事業について、事業実施者の募集を行う。

今回の募集は、この新制度に基づき、喫緊の課題である保育所待機児童の解消に向け、0 歳～2 歳児の定員枠拡大を図るとともに、多様な保育ニーズへの対応を図るものである。

2. 募集する施設

(1) 施設整備に係る補助金の交付を必要とするもの

ア 募集施設

賃貸物件等を活用した小規模保育事業所 1 施設

イ 募集対象の地域

明神町、子安町及び大和田町

ウ 施設規模

小規模保育事業所 A 型又は B 型、定員 6 人以上 19 人以下

エ 事業開始年月日（開設時期）

平成 27 年 4 月 1 日

(2) 東京都へ届出をしている、既存の認可外保育施設から移行するもの

詳細については、保育対策課へ問い合わせとする。

3. 応募できる事業者

本事業に応募することができる事業者は、次のものとする。

ア 社会福祉法人

イ 学校法人

ウ 新制度施行に伴い改正される、児童福祉法第 34 条の 15 第 3 項に掲げる基準を満たす者